

浜松市「休日の部活動の地域展開」 に関するガイドライン

(案)

令和7(2025)年10月



浜 松 市

目 次

はじめに	1
第1章 基本理念と活動指針	2
1 市の基本理念・全体像	2
2 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について	3
（1）「はまクル」とは	3
（2）はまクルの対象者	4
（3）はまクル認定クラブの要件	5
（4）はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導	7
（5）はまクル認定の取消	7
3 はまクル認定クラブの活動指針	8
（1）運営団体・実施主体	8
（2）指導者	8
（3）活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）	8
（4）活動場所（活動用具）	9
（5）大会・コンクール等への参加	9
（6）費用	9
（7）保険	10
（8）学校との連携	10
（9）管理責任	10
第2章 はまクルに参加するために	11
1 はまクルへの参加に向けての流れ	11
2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ	12
3 はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ	17
4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ	20
第3章 その他	22
1 事故の防止やクラブ員の健康管理	22
2 はまクルガイドラインの見直し	22
3 問い合わせ先	22
申請書式等	23～

※記載内容については、今後の検討や来年度予算の状況によって変更・修正する可能性があります。

はじめに

中学校の運動及び文化部活動（以下「部活動」という。）は、生徒のスポーツ及び文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、多くの教育的意義を有してきました。

しかし、全国的に少子化が進展する中、浜松市も部活動をこれまでと同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況となっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、今後より困難なものとなります。

そのような中、令和4年12月に、スポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）が示され、部活動を地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされました。そして、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と定め、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進することとしました。さらに、令和7年5月の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめでは、「地域移行」の名称を「地域展開」に変更することや、令和8年度からの次期改革期間（改革実行期間）の在り方等が示されました。

本市においては、令和3年7月に「浜松市地域部活動検討委員会」を設置し、休日の部活動の地域移行について検討を進めてきました。令和5年5月には、学校教育部が「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」を策定しました。この取組方針において、本市では、令和8年9月より、休日の部活動を地域クラブ活動へ随時移行していくことを示しました。

そして、令和5年7月には、有識者や保護者・地域・学校・中学校体育連盟（以下「中体連」という。）・静岡県中学校吹奏楽連盟・スポーツ関係団体・学校教育部・市民部などの代表で構成される「地域クラブ活動協議会」を設置し、本市における「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」（以下「はまクルガイドライン」という。）の策定に向け、個別課題の検討を進めてきました。

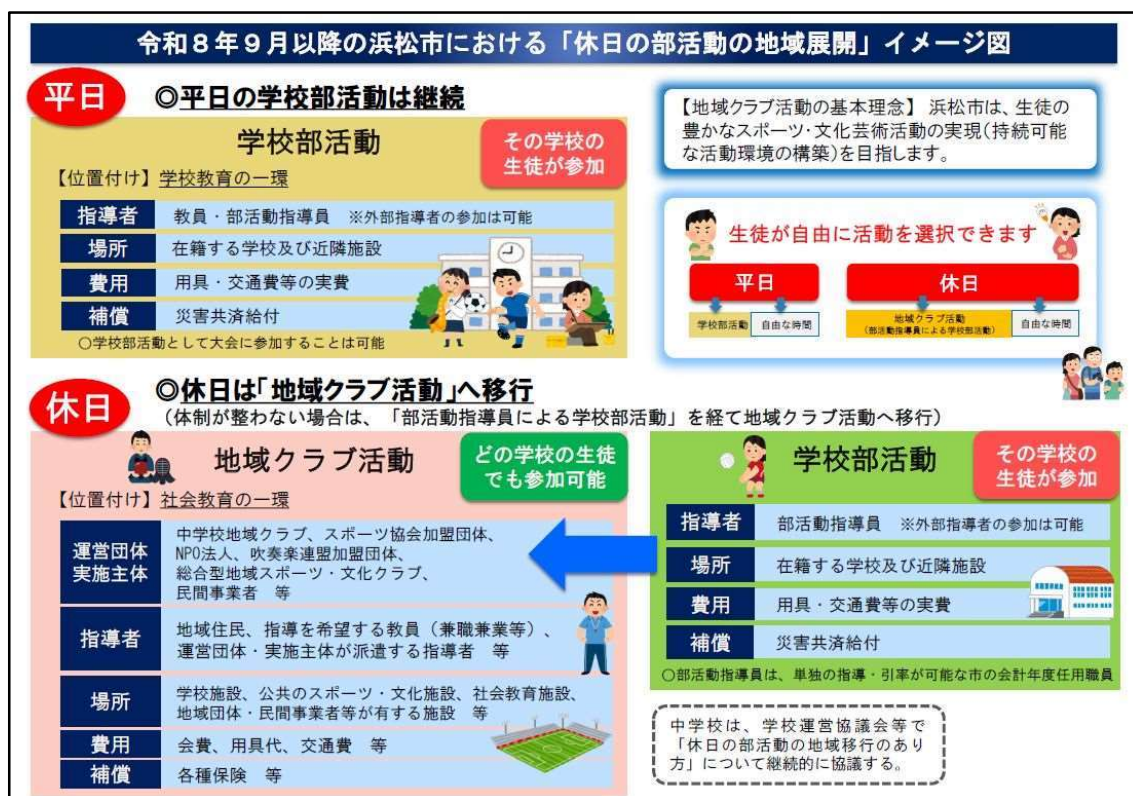
はまクルガイドラインは、浜松市の地域クラブ活動に携わる保護者、指導者、運営スタッフ、地域の方々にとって、持続可能な運営体制が構築できるようにするための指針であり、何より参加する子供たちにとって充実した活動が展開されるための、必要な手続きや留意事項等を示したものです。

休日の地域クラブ活動は、これまでの部活動に代わり、社会教育の一環となる新たな活動であるため、参加される皆さんの協力や連携、創意工夫が必要な活動となります。部活動の意義を継承しつつ、子供を中心とした地域の新たなコミュニティを生むことに発展させるなど、新たな価値を創出する活動が展開されることを期待しています。

第1章 基本理念と活動指針

1 市の基本理念・全体像

本市の地域クラブ活動は、これまで部活動が果たしてきた役割を踏まえ、「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」や、「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。



令和8年8月までは、平日・休日ともにこれまで通りの学校部活動が行われます。令和8年9月以降は、①平日の学校部活動は継続する、②休日は地域クラブ活動へ移行する（地域展開¹⁾）、③地域クラブの体制が整わない状況であれば、部活動指導員による学校部活動（地域連携）を経て地域クラブ活動へ移行することとなります²⁾。

よって、原則的には令和8年9月以降、教員が休日の部活動に携わることはありません。ただし、中体連や吹奏楽連盟等が主催する大会に部活動として参加する場合は、教員及び部活動指導員が引率指導できるようにしていきます³⁾。また、平日の部活動の地域展開については、国の検証も踏まえ、休日の移行が円滑に進んだ後に検討していくこととします。

なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施にあたっては、学校施設の活用、指導を希望する教員の関わり、学校からの情報提供等、地域クラブと学校との連携を図る必要があります。地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりをもつことになります。

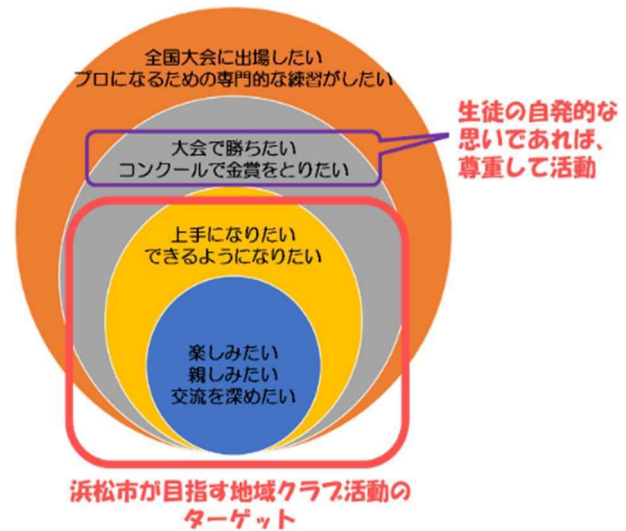
1) 「地域移行」から「地域展開」への名称変更については、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月)において、「(部活動)改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をより的確に表す観点から名称を変更することとする」としています。

2) はまクルガイドラインで示す本市の休日の部活動の地域展開は、市立中学校の部活動を対象としたものです。国立・県立・私立等の中学校については対象ではありません。

3) 地域クラブと部活動のどちらでも参加できる大会については、参加する生徒の選択を尊重したうえで、地域クラブと学校との事前の連絡・調整等の連携が必要になります。

本市が目指す地域クラブ活動は、前述の基本理念に基づき、下の図にあるように、生徒が自分でやりたい活動を選択し、「活動を楽しみたい」、「上手になりたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」といった目的をもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。

よって、活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」などの思いが生まれれば、その思いを尊重した活動に展開されることは想定できます。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動にはならないよう、クラブとしての十分な配慮が必要です。また、大会での勝利を優先するあまり、例えばクラブ員や保護者に過度な負担をかける練習日程や内容、高額な参加費等を徴収しての頻繁な遠征等は、地域クラブ活動の基本理念の視点からも、望ましい活動とは言えません。



2 市が目指す地域クラブ活動「はまクル」について

(1) 「はまクル」とは

本市が目指す地域クラブ活動は、市の基本理念や目的を明確化するためにも、民間のスポーツクラブや文化・芸術クラブと区別する必要があります。例えば、プロの下部組織であるクラブチームやピアノ教室などは、それぞれが目指す経営理念や方針のもとに練習内容や練習環境、参加費等が設定され、その趣旨に賛同する児童や生徒が参加します。

一方で、地域クラブ活動は、国のガイドライン⁴⁾の趣旨からも、営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、これまでの部活動と同様にどの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。

これらを踏まえ、本市では、市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」⁵⁾と定義し、「はまクル」の趣旨に沿って市が定める要件を規約に明記して申請した団体やクラブを「はまクル認定クラブ」として登録し、各クラブの管理責任のもとに、参加する生徒や保護者が安心して参加できる体制を構築していくこととします⁶⁾。

4) 国のガイドラインには、「学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要であること、地域のスポーツ文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場の整備をすること」が示されています。

5) 「はまクル」は、「はままつ+地域クラブ (CLUB)」を短縮、融合させた造語であり、これからの新しい取り組みである地域クラブ活動にふさわしい、斬新でイメージしやすい愛称となるように命名されました。

6) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」(令和7年6月～)において、国が示した要件、認定手続等に基づき、市区町村等が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」と定義することとしています。

（２）はまクルの対象者

はまクルは、生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。自分の興味や関心に応じてクラブを選択し、参加することができます。はまクル認定クラブの活動と部活動の両方に参加することや、複数のはまクル認定クラブに参加することも可能です⁷⁾。

はまクルについては、従来の部活動に所属している生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒等、障がいの有無に関わらず、希望するすべての生徒が参加できます⁸⁾。参加の対象となるのは、浜松市立中学校に在籍する生徒、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する生徒、浜松市内に在住の中学生が基本となります⁹⁾。

対象者については、はまクル認定クラブが参加者の意欲や技能等を審査して選抜するような方法（セレクション等）は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。ただし、活動場所の広さや指導者の配置人数等の安全面、平日の部活動との連携の面などの理由から、「〇〇中学校区の生徒を対象にする」等、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能です。

7) 複数のはまクル認定クラブの活動に参加することは可能ですが、大会への参加については、大会主催者が定める規定や各クラブの方針等によって、出場できない場合も想定されます。クラブへの入会前に、各クラブ責任者へ確認をしてください。

8) はまクル認定クラブの活動は、中学生が対象の中心となることが基本ですが、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加も可能です。

9) 浜松市外に在住する生徒の参加も可能ですが、本市がはまクル参加者を対象とした経済的支援等を行う場合は、その適用外となります。また、大会参加についても、主催団体の規定により、参加できない場合が想定されます。

（３）はまクル認定クラブの要件

本市では、次に示す５点をはまクル認定クラブの要件¹⁰⁾として定めています。

認定を希望する団体は、要件に関わる具体的な規定を団体規約や提出書類等に明記して申請することになります¹¹⁾。

※具体的な申請方法等については、**第２章２ はまクル認定クラブの運営をしたい方へ**（p. 12）を参照してください。

〔要件１〕基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

◎クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念である生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画が定められていること。

【要件１に関する具体的事項】

- 各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定します。
 - 活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示すこととします。
 - クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定します。
 - クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画します。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指します。
 - 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守します。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守します。
 - はまクルは、生徒が自主的、自発的に活動を選択できることが大原則です。各クラブは、生徒が多様な活動に参加できる機会を確保し、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。
- ※ 部活動にはない競技・種目やレクリエーション的な活動を実施する団体も、はまクル認定クラブとして活動することができます。

10) はまクル認定クラブの要件については、国が想定する「認定地域クラブ活動」の要件に基づき、国のガイドライン（スポーツ庁・文化庁 令和４年１２月）、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（スポーツ庁 令和５年１１月３０日改定）、「子どもの権利とスポーツの原則」（日本ユニセフ協会 令和元年８月）、「浜松市立中学校部活動運営方針」（浜松市教育委員会 令和７年９月改正）を参考に作成しています。



国のガイドライン



スポーツ庁「スポーツ団体
ガバナンスコード」



ユニセフ「子どもの権利と
スポーツの原則」



浜松市立中学校部活動運営方針

11) はまクル認定クラブに関わる内容については、「浜松市地域クラブ認定要綱」にて定めています。

※この要綱については、ガイドライン策定時に公表します。

〔要件2〕複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

◎クラブ員が安全に活動できるように、各クラブは指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制が整うものであること。

【要件2に関する具体的事項】

- ☐ その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めます。
- ☐ 活動を適切に運営できるよう、指導者以外に人員体制の整備を行います。
- ☐ クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動します。
- ☐ クラブの活動拠点（クラブ代表者の居住地及び主な活動場所）が浜松市内にあることとします。
- ☐ 活動場所については、主に中学校施設を使用します。拠点となる練習会場として想定している施設を明記し、安定した活動ができるような指導環境を整えます。
- ☐ 原則として2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないようにします。

〔要件3〕コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

◎各クラブは、活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るための方策が定められていること。

【要件3に関する具体的事項】

- ☐ 各クラブの指導者は、原則、本市が定める所定の研修を受講することとします。（研修内容についてはp.18参照）。指導者が所定の研修を受講していない場合は、はまクル認定クラブとしての活動を開始することができません。
 - ☐ 各クラブの代表者は、指導者や運営スタッフに対し、スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めます。
- ※ コンプライアンスに関する研修は、以下の内容が考えられます。
1. 体罰、暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 2. 人種、障害、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 3. SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む）、社会常識について
 4. 不正行為の防止について（ドーピング等）
 5. スポーツ事故防止及び事故発生時にに関する安全管理について
 6. その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）
- （スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」p.11より）

〔要件4〕公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

◎各クラブは、営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制が整っているものであること。

【要件4に関する具体的事項】

- ☐ 会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行います。
- ☐ 各クラブは、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記します。
- ☐ クラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めます。
- ☐ 財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営します。

〔要件5〕活動中のけがや賠償等のための保険への加入

◎各クラブは、クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入すること。

【要件5に関する具体的事項】

- ☐ 加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定することが必要です。

（4）はまクル認定クラブの活動状況の調査・指導

はまクルの認定を受けた後、はまクル認定クラブとしての要件を満たしていないことが疑われる事由や、虚偽申告などの不適切な問題の発生等、本市が必要と判断した場合は、活動中の調査を行い、改善に向けての指導を行うことがあります。

（5）はまクル認定の取消

はまクル認定クラブの登録後、以下の内容に抵触した場合は、クラブの認定を取り消すこととします。

- ①クラブの運営や活動内容が著しく不適当と認められ、改善の指導に従わないとき
- ②クラブが組織的な違法行為を行い、活動を継続することが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ③はまクル認定クラブ取消願書（第8号様式）の届出があったとき
- ④その他、クラブ活動を継続することが不適当と認められるとき

認定を取り消す場合は、はまクル認定クラブ取消通知書（第7号様式）を当該クラブ代表者に交付します。

3 はまクル認定クラブの活動指針

(1) 運営団体・実施主体

運営団体・実施主体¹²⁾ となりうるのは、中学校地域クラブ¹³⁾、県及び市スポーツ協会に加盟する各競技団体、合唱や音楽などの文化団体、NPO 法人、スポーツ少年団、総合型地域スポーツ・文化クラブ、協働センターで活動する地域団体、民間事業者などです。

また、市民や地域団体、民間事業者等が、新たに地域クラブ団体を創設し、はまクル認定クラブとして活動を開始することもできます。各団体は、持続可能な活動環境構築の観点から、法人格を取得して活動を運営することが考えられます。

本市は、生徒が豊かなスポーツ・文化芸術活動に親しむために、多様な団体がはまクル認定クラブとして活動を展開できるような体制整備に努めます。

(2) 指導者

指導者は、はまクルの基本理念を理解し、各クラブで確保したスポーツ・文化芸術活動の有資格者や経験者、部活動指導の経験者、保護者等が担います。すべての活動において、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為を行うことは許されません。

報酬等については、国から示される費用負担の在り方等を参考に、各クラブで適切な金額を決定できることとします¹⁴⁾。はまクル認定クラブの指導や運営スタッフを希望する浜松市立学校の教職員については、教育委員会の許可を得て従事することができます¹⁵⁾。

本市では、「はまクル人材バンク¹⁶⁾」を設置し、県や市、競技団体、文化芸術団体等と連携し、希望するはまクル認定クラブへ指導者を派遣することができる体制整備を行います。また、はまクルの活動に従事する全ての指導者に対し、コンプライアンスに関する内容を中心に、適切な研修体制¹⁷⁾ を構築していきます。

各指導者には、クラブ員が充実した活動を行えるように、自ら研修の機会を確保して指導者としての研鑽を積むことが求められます。

(3) 活動内容（競技・種目、休養日、活動時間）

本市では、部活動に設置している競技・種目を中心に、設置していない競技・種目においても、クラブ員の多様なニーズに応じた活動ができるよう、活動環境の整備に努めます。

はまクルの活動については、クラブ員の心身の成長に配慮して、健康な生活を送れるよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定します。

12) 「運営団体」は地域クラブを統括する団体、「実施主体」は個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を指します。「〇〇地区バレーボールクラブ」のように、運営団体と実施主体は同一の団体になる場合もあります。

13) 「浜松市立中学校部活動運営方針」による活動日や活動時間の制限を受け、休日に保護者や地域が主体となり、子供がスポーツ・文化活動に自主的に取り組む場を確保する目的として、令和元年度に設立しました。

14) 令和7年9月末現在、国では「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」にて、地域クラブ活動における費用負担の在り方等について検討しています。報酬の目安の1つとして、本市の部活動指導員（市会計年度任用職員）は時給1,600円となっています。なお、報酬を得る場合には、源泉徴収や確定申告等の税務処理に留意するようにしてください。

15) 具体的な申請方法等の要項や申請書類については、教職員向け校務支援システムに格納します。

16) 本市地域クラブ活動の人材バンクシステムについては、「はまクル人材バンク設置要綱」にて定めています。

17) 本市の指導者研修については、オンラインも含めた研修会や動画コンテンツの視聴等の方法で受講できるように準備を進めています。

- ・原則として土日のどちらか1日を休養日とします。(長期休業中も同様)
- ・大会参加等において、土日連続で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・クラブ員が在籍する中学校の行事や定期テスト、校区の地域行事等に配慮した計画を立てるようにしてください。
- ・1日の活動時間は、長くても3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的で効果的な活動を行います。(大会等はその限りではありませんが、クラブ員に過度な負担がかからないように配慮してください)

(4) 活動場所(活動用具)

原則として市立中学校の施設を活動場所とします。休日の昼間は、学校教育活動に支障のない範囲で、はまクル認定クラブが市立中学校の施設を利用する場合の使用料を免除し、優先的に利用できるものとします。また、活動用具については、所定の借用願等で申請を行うことで、学校備品を使用できます¹⁸⁾。

はまクル認定クラブが、市立中学校の施設を使用する場合の予約や調整に関わる業務については、当面の間、当該中学校の教職員等が行うこととします。

なお、はまクル認定クラブが中学校施設以外の公共のスポーツ・文化施設を使用する場合には、他の一般団体と同様の手続きが必要です。

(5) 大会・コンクール等への参加

活動の成果発表の場である大会やコンクール等に参加することは可能です。参加にあたっては、クラブ員の主体的な選択により決定されるよう、十分留意します。大会によって参加対象者や指導者の条件が異なるため、事前に各種大会の参加規程や要項等を確認し、適切に対応する必要があります。

また、当面の間、平日の部活動は継続するため、中体連夏季大会などの一部大会は、部活動での参加も可能¹⁹⁾²⁰⁾です。はまクル認定クラブか部活動のどちらで大会に参加するかは、クラブ員の希望を尊重しつつ、学校(部活動)とクラブ側で連携、調整が必要です。

(6) 費用

はまクル認定クラブの運営は、受益者負担を基本とします。クラブ員や保護者等の理解を得たうえで、活動の維持・運営に必要な範囲で、各クラブが可能な限り低廉な参加費等²¹⁾を設定します。

本市は、経済的に困窮する家庭に対し、参加費等について適切に支援を行う取組を進めています。

18) 学校施設の予約・調整、学校備品の借用の申請等の各種手続きについては、p.14を参照してください。

19) 平日の部活動での練習成果として、学校単位で大会に参加する場合は、これまで通り部活動顧問が引率・指導をすることとなります。(部活動として参加できる休日の大会については検討中)

20) 夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル認定クラブとして参加することができます。

21) 本市が令和5年9月に実施した「休日の部活動の地域移行に関する実態調査」では、地域クラブ活動における1か月の活動費(参加費等)について、小学生保護者、中学生保護者ともに「2,000円～4,000円程度が妥当」と回答した割合が5割程度となっています。

（７）保険

クラブ員や指導者は、自身のけが等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。自転車を使用する場合は、自転車保険に加入しているものとします。

また、団体保険や争訟対応に関わる保険の加入については、各クラブ及び参加者の判断とします。

なお、児童生徒がすでに加入している「浜松市学童等災害共済制度」については、クラブ名で団体登録し、補償の適用範囲とすることが可能です。

（８）学校との連携

はまクル認定クラブと学校は、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、情報共有等を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援します。

特に、学校に設置されている部活動の競技・種目のクラブは、学校との密接な連携が求められます。はまクル認定クラブと部活動が共に参加が認められる大会の場合は、参加の仕方などについて、適切な時期に該当部活動の顧問等の教員と共通理解を図る機会を設けます。

また、はまクル認定クラブは、活動中のクラブ員同士のトラブル（いじめ²²⁾も含む）や事故等について、状況によっては保護者等の了承を得つつ、学校に情報提供を行います。

（９）管理責任

はまクル認定クラブ団体及び各指導者には、活動時において「事故やけががないように安全に配慮する義務（安全配慮義務）」が生じています。もし活動中に、事故やけが、クラブ員同士のトラブル等が起こった場合は、各クラブの管理責任において適切に対応するとともに、保護者への連絡を確実に行います。また、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。なお、クラブ員や保護者の個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法に則り、適正に行います。

本市は、はまクル認定クラブの運営や創設に関わる相談窓口（p.22 参照）を設置し、各クラブや参加者及び保護者の相談体制を確立します。

22) 本市のいじめ対応については、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」（浜松市教育委員会 令和7年4月改定）及び「いじめの理解と未然防止等のためのリーフレット」（浜松市教育委員会 令和6年9月）を参照してください。



浜松市いじめ防止等の
ための基本的な方針



いじめの理解と未然防止
等のためのリーフレット

第2章 はまクルに参加するために

1 はまクルへの参加に向けての流れ



2 はまクル認定クラブの運営をしたい方へ

《はまクル認定クラブ設立の流れ》



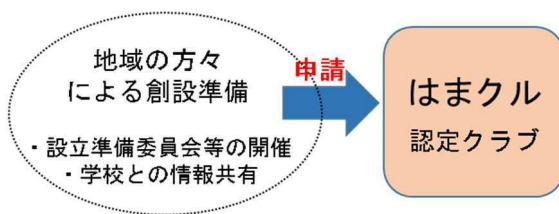
・ Step 1 「はまクル」の認定を受ける前に・・・

浜松市の子供たちのために、地域クラブを創設し、はまクルの認定を受けたいと思ったら、この「はまクルガイドライン」を読み、基本理念や活動指針について理解を深めましょう。

設立パターンやクラブの形によって、設立までの流れは異なります。まずは、どのような形のクラブを創設したいのかを明確にし、設立までの流れのイメージをもつことが大切です。

Check！ 設立パターン

① ゼロからはまクル認定クラブを設立



② 既存クラブからはまクル認定クラブへ移行

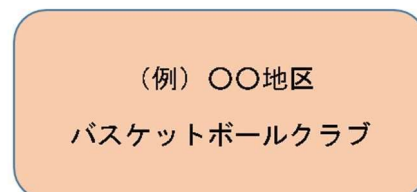


Check！ クラブの形

① 運営団体が多くの実施主体を統括



② 運営団体と実施主体を兼ねる



次に、実際に運営や指導をする仲間を集めましょう。指導者の確保が難しい場合は、市の「はまクル人材バンク」に登録している指導者に依頼することも可能です。

Check！ 指導者・運営スタッフの配置について

- ☐ はまクル認定クラブでは、代表者（指導者との兼務可）及び会計担当者（指導者との兼務可）、指導者を配置し、最低2名以上で構成することを原則とします。代表者は18歳以上（高校生は除く）の成人とします。
- ☐ 代表者、会計担当者以外に、クラブとして副代表、監査役等の役職を設置することはありません。
- ☐ 浜松市立小・中・高等学校の教員が、クラブの代表者になることはできません。

- 生徒に技術指導等を行う指導者は2名以上を確保し、活動の際には、必ず1名の指導者がつくようにしてください。また、参加者の人数に応じて、見守りの運営スタッフ（保護者も可）を配置し、安全に活動できるように配慮してください。
- 複数の競技・種目のクラブを運営する場合（同一競技でも複数の地区で複数のクラブの運営を行う場合）には、運営責任者及び会計担当者は兼務することができます。指導者が複数のはまクル認定クラブで指導を行うことも可能です。
- はまクル認定クラブとして大会やコンクールに参加する場合は、指導者の審判資格の保持等、大会参加要件を事前に確認してください。
- クラブの代表者は、指導者確保において、平日の部活動を担当する教員を含め、指導を望まない方に参加を強いることがないように十分に配慮してください。また、指導者の健康や生活等に支障がないことを常に確認するようにしてください。

・ Step 2 「はまクル」の認定を受けるための準備をしよう！

Check！ 「はまクル」の認定を受けるために必要な書類について

- はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）
- クラブで使用する金融機関の口座番号が分かる書類
 - ※口座の開設は必須とし、個人の私的な口座で管理・運営を行うことはしないでください。（口座名にクラブ名もしくは運営団体名が記載されている口座を使用）
- クラブ員名簿（第2号様式）
 - ※第2号様式は、申請時にクラブ員がいない場合は、指導者や運営スタッフのみの記載で構いません。
- クラブ規約
 - ※クラブ規約については、作成にあたっての見本例があります。
- クラブ員及び指導者が保険に加入していることが分かる書類
 - ※申請時にクラブ員がいない場合は、活動開始までに提出してください。

申請様式
二次元コード
(準備中)

【必要に応じて】

- 中学校施設使用希望届（第3号様式）
 - ※中学校施設を活動場所としたい場合
- 学童災害共済団体登録関係書類（浜松市学童等災害共済条例施行規則第2号様式）
 - ※登録を申し込む場合

申請に関わる様式については、上記二次元コードからダウンロードできます。

・ Step 3 認定に必要な申請書類を提出しよう！

必要書類の準備が整ったら、はまクル事務局まで提出してください。提出は、メールまたは郵送で行います。

送付先 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟6階
浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ 宛
メールアドレス chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

※書類の不備や訂正が必要な場合は、事務局よりクラブ代表者に連絡をします。

☆ 「はまクル認定クラブ」に認定！

申請書類の審査を行い、認定の可否については、クラブ代表者へはまクル認定（更新）結果通知書（第4号様式）を送付します。

認定後は、はまクル認定クラブであることを市民に周知するために、クラブが作成するたよりや活動着等には、右のロゴマークを使用することを推奨します。ロゴマークのデータについての情報は、はまクル登録完了通知書の送付時にお知らせします。（ロゴマークは本年度中に作成します。）



はまクルロゴマーク（例）

はまクル認定クラブへの申請については、令和8年4月より開始予定です。申請開始日等の情報については、市のホームページ等で周知していきます。

なお、認定期間は3年間とし、更新する場合は、はまクル認定クラブ認定（更新）申請書（第1号様式）にクラブ員名簿（第2号様式）を添えて提出することとします。

・ Step 4 はまクル認定クラブとして、活動ができるように準備をしよう！

① クラブ員を集めよう

クラブの活動に参加する生徒を集めましょう。はまクルは、生徒が自主的・自発的に活動を選択できることが大原則です。よって、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはできません。

Check ! クラブ員の募集について

- ☐ 各はまクル認定クラブのプロフィールは、市ホームページ（ポータルサイト）に掲載します。
- ☐ クラブごとにチラシ等を作成し、配布や掲示をして周知をすることは可能です。作成物の掲示場所等には注意してください。
- ☐ 入会を検討している生徒や保護者のために、見学会や体験会等を開催することも考えられます。参加を検討している生徒が実際活動する場合は、体験会であっても保険に加入するようにしてください。

② 活動場所となる施設を予約し、活動に必要な道具を揃えよう

はまクル認定クラブは、休日（祝日含む）の昼間（8：00～17：00）について、中学校施設を無償かつ優先的に使用することができます。中学校施設の使用を希望する場合には、認定申請時に、中学校施設使用希望届（第3号様式）を提出してください。

なお、校舎内の使用については、セキュリティ等の面から、一部の学校は使用することができません。

Check ! 学校施設の予約及び学校備品の使用について

- ☐ はまクルの活動場所として使用できるのは、中学校施設が基本となります。小学校施設は無償かつ優先使用の対象ではありません。
- ☐ 主な活動場所となる中学校施設については、中学校施設使用希望届（第3号様式）の提出があったクラブを対象に、はまクル事務局にて活動場所を決定します。
- ☐ 主な練習会場となる学校施設以外の施設も使用することは可能です。

- ☐ 学校施設の予約から決定までの流れは、別紙マニュアル（現在準備中）を確認してください。
- ☐ 学校備品の使用について、使用したい備品の借用願を学校に提出し、学校長の許可のもと使用を認めることとします。
- ☐ 学校施設及び備品の破損、紛失等があった場合は、過失や故意に関わらず、速やかに当該校まで連絡をしてください。
- ☐ はまクル認定クラブの活動で使用する用具については、原則毎回持ち帰りとし、ただし、毎回の持ち運びが困難な大きな道具、重い道具等については、学校長の了承を得たうえで、学校施設での保管を認めます。

③ 活動開始時までに、クラブ員及び指導者は確実に保険へ加入しよう

認定申請時、もしくは活動開始までにクラブ員及び指導者の保険加入が証明できる書類を事務局まで提出してください。クラブ員や指導者が保険に加入していない状況では、活動をすることは認められません。

④ 保護者説明会等を開いて共通理解を図ろう

クラブの活動開始前には、参加する生徒の保護者を対象とした説明会等を開催しましょう。活動の方針や状況、会計処理等の情報については、保護者に理解してもらい、円滑な運営をしていくためにも、定期的に保護者会を開催するなどして報告することが望ましいです。また、定期的な保護者会でなくても、連絡ツールやたより等で活動の様子を情報発信していくことも、保護者の活動への安心感を高めるうえで有効です。

Check ! 保護者説明会で伝えること

- ☐ 活動の目的
- ☐ 活動場所・活動計画・スケジュール
- ☐ 指導者
- ☐ 参加費等必要経費
- ☐ 保険
- ☐ 緊急時の対応

・ Step 5 活動をスタートしよう！

はまクルガイドラインを遵守し、安全かつ充実した活動ができるようにしてください。

また、クラブの運営は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行ってください。

なお、認定申請時に提出した書類から、規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合には、速やかにはまクル認定クラブ申請事項変更届（第5号様式）を提出してください。

Check ! 次年度の5月末日までに提出が必要な書類

- ☐ はまクル認定クラブ活動報告書（第6号様式）
- ☐ 収支報告書（形式は任意）

Check ! 大会やコンクール等に参加する場合

- ☐ 大会に参加する場合、クラブとして各競技協会等への登録が必要になる場合があります。
- ☐ 事前に各種大会の参加規程や要項等を必ず確認してください。参加者の条件や指導者の資格によっては、大会に参加することができない場合もあります。
- ☐ 大会への参加については、指導者の一方的な思いだけで決めるのではなく、参加者や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにします。
- ☐ 大会主催者からの依頼があれば、大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に協力するようにしてください。

3 はまクル認定クラブに指導者、運営スタッフとして参加したい方へ

《はまクル人材バンクへの登録から決定まで》

はまクル認定クラブに指導者や運営スタッフとして関わりたい場合、2つの方法があります。

① クラブ代表者から直接依頼を受けて関わる場合

クラブの代表者と直接交渉をして、指導者や運営スタッフとなります。役割や報酬、参加頻度等、活動前に十分に話し合ったり、文書で示したりするなどして、契約上のトラブルにならないようにすることが大切です。代表者が指導者を兼ねることもできます。

クラブ員名簿（第2号様式）に記載した指導者は、指導者研修受講の把握等の理由から、市の地域クラブ活動人材バンクシステム「はまクル人材バンク」に登録を行います。

② 指導者等を希望するクラブに派遣されて関わる場合

事前に「はまクル人材バンク」に登録を行います。その後、指導者等を希望するはまクル認定クラブ側とのマッチングを行い、双方の合意のもと、指導するクラブを決定していきます。

以下の Step 1 からは、②の方法で指導者になるまでの流れを示しています。



・ Step 1 「はまクル人材バンク」に登録申し込みをしよう！

活動に携わるために必要な資格等はありません。ただし、生徒理解、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておくことが望ましいため、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を取得することを推奨します。また、研修等への参加により指導者としての研鑽を積み、可能な限り資格取得に努めることが望まれます。

浜松市立小・中・高等学校の教員が、はまクル認定クラブの活動の指導や運営スタッフとして携わる場合は、勤務校の校長の了承を得たうえで、教育委員会に申請をする必要があります。

☆はまクル人材バンクのリストに掲載！

はまクル人材バンクに登録した情報は、本市のホームページ（ポータルサイト）上に、人材リストとして掲載されます。（掲載される情報は、個人情報に配慮し、限定した内容となります。）

指導者自身が、はまクル人材バンク専用のフォームへ必要事項を入力します（現在準備中）。必要に応じて、はまクル事務局から入力情報について確認することがあります。また、入力内容によっては、人材リストに登録ができない場合があります。

・ Step 2 所定の研修を受けて、準備をしよう！

はまクル認定クラブの代表者は、登録情報を確認し、依頼をしたい指導者がいる場合には、事務局に連絡をします。クラブ側が依頼したい場合でも、決定は指導者本人の意思が尊重されます。

はまクル認定クラブの指導者は、活動の開始時までには、本市指定の研修（研修動画の視聴等）を受講しなければなりません。また、中学生を指導する上でのコンプライアンスや競技指導力の向上に関わる研鑽を積むことが望ましいです。さらに、指導者資格の取得や救急救命講習の受講等も、参加者の安心・安全な活動につながります。

Check！ 指導する前に受講しておくべき研修内容

（★…本市作成の研修動画に掲載）

- ☐ 中学生の指導にあたり配慮すべき事項★
- ☐ けがの予防や事故の防止★
- ☐ 熱中症予防★
- ☐ 体罰・ハラスメントの防止★
- ☐ 緊急対応等のリスクマネジメント★
- ☐ 競技・種目の指導力向上

☆指導者を希望するクラブとのマッチング！

指導者を希望するクラブからの依頼があった場合、はまクル事務局が仲介し、クラブ側と指導者の面談の機会を設けます。両者の合意ができれば当該クラブの指導者として契約することができます。不成立の場合は、他のクラブからの依頼を引き続き待つこととなります。

・ Step 3 指導者、運営スタッフとして活動をスタートしよう！

クラブ代表者の指示のもと、活動での指導をスタートします。地域クラブ活動の基本理念やクラブの方針に沿った指導が求められます。

Check！ 活動中の指導について

- ☐ 指導者等は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具の点検・管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事します。そのため、できるだけ幅広い知識や技能の習得に努めてください。
- ☐ 各競技・種目の指導者資格は必須ではありませんが、専門的な指導や事故、トラブル等の適切な対応を行うために、資格の取得に努めることを推奨します。
- ☐ 体罰、暴言や暴力、ハラスメントなどの行為を絶対に行ってははいけません。指導にあたる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権（意思の尊重）などの権利擁護の観点に留意してください。
- ☐ 活動中は、常にクラブ員の安全を確保し、練習等が過度な負担にならないよう徹底してください。特に熱中症等の対策は万全に行い、休養と水分補給の時間を確実に設定してください。
- ☐ 気温や気象等の状況に十分留意して活動してください。特に暴風雨や落雷の危険性がある場合は、活動を直ちに切りやめ、クラブ員の安全を確保してください。

- クラブ員間で事故やトラブルがあった場合は、速やかに適切な対応をとるようにしてください。クラブ員の命を守ることを最優先に、緊急事態の場合は、躊躇なく警察や消防等への通報を行ってください。また、クラブ員間でいじめや暴力等があった場合、状況によっては保護者の了承を得つつ、クラブ員の在籍校への情報共有を行うようにしてください。

(事故の防止やクラブ員の健康管理については p. 22)

☆はまクル人材バンクリストからの削除

はまクル人材バンクに登録されている指導者や運営スタッフに、触法行為や不適切な指導等があった場合は、人材バンクリストから削除され、該当する指導者や運営スタッフは、はまクル認定クラブの活動に携わることができなくなります。

4 はまクル認定クラブの活動に参加したい生徒、保護者の方へ

《参加までの流れ》



・ Step 1 参加したい「はまクル認定クラブ」を探そう！

休日の過ごし方を考え、はまクル認定クラブの活動に参加したい場合は、市ホームページ（ポータルサイト）に掲載されているはまクル認定クラブの中から、希望に合うものを探しましょう。どのクラブに参加するかは、クラブの方針、活動場所への移動手段、参加費等を考慮し、家庭で相談して決定しましょう。

Check！ はまクル認定クラブを探す方法

- ☐ 本市ホームページ（ポータルサイト）から団体プロフィールを閲覧します。

アドレス：[https://www・・・](https://www...)（現在準備中）

・ Step 2 参加したいクラブと連絡を取ろう！

参加したいはまクル認定クラブが決まったら、各家庭から直接クラブ担当者に連絡を取り、入会や体験希望の意思を伝えます。

Check！ はまクル認定クラブと連絡を取る方法

- ☐ 市ホームページ（ポータルサイト）の「はまクル認定クラブリスト」に記載の方法で連絡をします。

※各クラブによって、連絡方法は異なります。

・ Step 3 参加したいクラブに入会しよう！

クラブへの入会前には、必要に応じてクラブ担当者との面談や活動の見学・体験を行い、以下の項目を確認した上で、入会を決めましょう。

Check！ 事前に確認すべき内容例

- ☐ 活動の目的
- ☐ 活動場所・活動計画・スケジュール
- ☐ 指導者
- ☐ 参加費等必要経費
- ☐ 保険
- ☐ 緊急時の対応

Check！ はまクル認定クラブの参加費等について、支援を受けたい場合

- ・経済的に困窮する世帯の生徒で、はまクルの活動に参加したい場合の支援については、その在り方を現在検討中です。

※支援の詳細については、対象の世帯に別途通知します。

・ Step 4 活動をスタートしよう！

参加する皆さんは、「仲間と活動を楽しみたい」、「技術を向上させたい」など、ぜひ自分なりの目標をもち、過度な負担にならないよう活動に取り組んでください。もし、活動中にトラブルがあった場合は、保護者や指導者に相談するなど、決して一人で悩むことがないようにしてください。

第3章 その他

1 事故の防止やクラブ員の健康管理

はまクル認定クラブの活動を安全に行うために、各クラブは、活動中や移動中における各種事故の防止及びクラブ員の健康管理に十分注意して、活動を行う必要があります。

特に熱中症の防止のため、暑さ指数（WBGT）31℃以上の場合は原則運動を中止してください。また、屋外での活動において、天候の急変や落雷の危険を感知した際には、すぐに活動を中止し、安全な場所に避難するようにしてください。

事故の防止や参加者の健康管理に関する資料を二次元コードにて掲載します。クラブの指導者及び運営スタッフは必ず目を通し、緊急時の対応についての共通理解を図るようにしてください。



スポーツ事故防止ハンドブック
(独立行政法人日本スポーツ振興センター)



119救急ガイド
(浜松市消防局)

2 はまクルガイドラインの見直し

国のガイドライン等の改定内容やはまクル認定クラブの運営状況によって、本ガイドラインの見直しを、必要に応じて行うこととします。

3 問い合わせ先

「休日の部活動の地域展開」について、ご不明な点やご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。また、はまクルの認定手続きや認定クラブへの参加等についての相談も随時受け付けています。

浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ

TEL : 053-457-2405

E-mail : chiikitenkai@city.hamamatsu-szo.ed.jp

(あて先)
浜松市教育委員会

令和 年 月 日

様式(案)

申請者

令和 年度 はまクル認定クラブ認定(更新) 申請書

下記のとおり、はまクル認定クラブの要件を確認のうえ、遵守事項(第1号様式—2)、活動計画書(第1号様式—3)、クラブ員名簿(第2号様式)、クラブ規約を添えて申請いたします。

記

新規認定		更新		どちらかに○をつける	
クラブの名称					
活動種目				男・女・男女	
代表者氏名					
主な活動場所					
認定を受けようとする期間	始	年	月	日	～終 年 月 日
代表者連絡先・住所	連絡先 自宅： 携帯：				
	※ホームページに掲載する連絡先に○をつける				
	自 宅 ・ 携帯電話 ・ mail ・ 掲載不可				
	mail アドレス：				
		住 所 〒			
活動目的					
指導者数 ※未定の場合は「マッチング希望」と記入	名				
クラブ員の募集対象範囲					
参加費等	月額	円	年間	円	
金融機関・口座番号	金融機関・店名				
	口座名義				
	口座番号				
備考・その他					

※ はまクル認定クラブの認定期間は、3年間を上限とする。
※ 主な活動場所については、希望が重複した場合、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。

(あて先)
浜松市教育委員会

令和 年 月 日

申請者

令和 年度 はまクル認定（更新）申請書

下記のとおり、はまクル加盟クラブ遵守事項を確認のうえ、はまクル加盟クラブ遵守事項（第1号様式—2）、運営団体クラブ規約と、実施主体ごとのはまクル活動計画書（第1号様式—3）、クラブ員名簿（第2号様式）を添えて、はまクルの認定（更新）を申請いたします。

記

新規認定		更新		どちらかに○をつける	
運営団体の名称					
活動目的					
運営団体代表者氏名					
運営団体代表者連絡先・住所		連絡先 自宅： 携帯： ※ホームページに掲載する連絡先に○をつける 自 宅 ・ 携帯電話 ・ mail ・ 掲載不可			
		mail アドレス：			
		住 所 〒			
認定を受けようとする期間		始 年 月 日～終 年 月 日			
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別	
		名 月	円	選択	
	クラブ員の募集対象				
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別	
		名 月	円	選択	
	クラブ員の募集対象				
実施主体の名称	種目	指導者数	会費	性別	
		名 月	円	選択	
	クラブ員の募集対象				
金融機関・口座番号	金融機関・店名				
	口座名義				
	口座番号				
備考・その他					

※ はまクル加盟クラブの認定期間は、3年間を上限とする。
※ 主な活動場所については、施設利用委員会で決定するため、必ずしも記載した活動場所が使用できるわけではない。
※ 実施主体の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。

遵守事項

以下の項目がクラブ規約または申請書類に記載されているか確認し、☒チェックをしてください。

	項目	チェック
【要件1】 第2条第1項1号	クラブ員や保護者が安心して活動に参加できるように、各クラブは基本理念であるクラブ員の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現に沿った活動の目的や活動計画を明確に示している。	☐
	各クラブの活動目的は、選択する生徒や保護者にとって大変重要なものであるため、クラブ内での共通理解を図り、すべてのクラブ員が平等に活動できることを前提とした目的を設定している。	☐
	活動計画では、定期的な練習日や年間の主な活動（参加する大会等）を示している。	☐
	クラブ員の心身の成長に配慮し、クラブ員や保護者にとって過度な負担にならないよう、浜松市立中学校部活動運営方針に準じ、適切な活動時間や休養日を設定している。	☐
	クラブ員の多様な志向を尊重し、勝利至上主義とならないように活動を計画している。また、障がいの有無に関わらず、希望するクラブ員が参加できる安心で多様な活動を展開していくことを目指している。	☐
	法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守している。法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守している。	☐
	活動において、クラブ員が自主的、自発的に活動を選択でき、クラブ員が多様な活動に参加できる機会を確保するために、生徒に入会を強制したり退会を引き留めたりすることはない。	☐
【要件2】 第2条第1項2号	クラブ員が安全に活動できるように、指導者や活動場所等を適切に確保し、持続可能な活動環境を構築できる体制を整えている。	☐
	その競技・種目の指導実績や指導者資格等を有する者を、指導者として確保するように努めている。（はまクル人材バンクを通して指導者を希望する場合も可）	☐
	活動を適切に運営できるよう、指導者以外に人員体制の整備を行っている。	☐
	クラブ員の健康状態や気温等の環境を考慮して活動することとしている。	☐
	クラブの活動拠点（クラブ代表者の居住地及び主な活動場所）が浜松市内である。	☐
	主な練習会場として想定している施設を第1号様式に明記し、安定した活動ができるよう環境を整えている。	☐
	原則として2名以上の指導者を確保し、指導者不在で活動が滞ったり、安全面において目が行き届かなかったりすることがないように活動を行うこととしている。	☐

第2条第1項3号 【要件3】	活動の目的を理解したうえで、練習が過度な負担とならないように配慮するとともに、体罰、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図っている。	☐
	クラブの代表者は、指導者に対して、原則、本市が定める所定の研修を受講させることとしている。	☐
	スポーツ協会等の研修会へ積極的に参加を促したり、自ら研修の機会を設定したりすることに努めている。	☐
第2条第1項4号 【要件4】	営利を目的とした運営ではないことを前提に、会計処理及び資金管理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備している。	☐
	会計処理及び資金管理について、組織運営の透明性を確保するため、参加するクラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行うこととしている。	☐
	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記している。	☐
	参加するクラブ員や保護者に対して、入会の際に費用等に関する説明を行い、理解を得るように努めている。	☐
	財産の管理・運営については、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。	☐
第2条第1項5号 【要件5】	クラブ員が安心して地域でのスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、指導者も含めて活動中のけがや賠償等のための保険へ加入することとしている。	☐
	加入する保険については、活動中のクラブ員同士のトラブルや万が一の事故等が起こった場合のことを十分に予測し、第一義的には管理責任が各クラブにあることを踏まえ、慎重に選定している。	☐

年 月 日

活動計画書

クラブの名称（ ）

事業計画（指導計画）

活 動 計 画					
4月	日		10月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数
5月	日		11月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数
6月	日		12月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数
7月	日		1月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数
8月	日		2月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数
9月	日		3月	日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	日			日	
	実施予定回数			回	実施予定回数

令和 年度

クラブ員名簿

クラブ名							
役職	(ふりがな) 氏名	住所			連絡先 ※屋間連絡が取れる番号		
代表者	()						
会計 担当者	()						
指導者 ①	() 資格	指導者 ②	() 資格	指導者 ③	() 資格		
運営 スタッフ ①	()	運営 スタッフ ②	()	運営 スタッフ ③	()		
運営 スタッフ ④	()	運営 スタッフ ⑤	()	運営 スタッフ ⑥	()		

No.	氏名	ふりがな	所属校	学年	居住地	備考
1					〇〇町	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※ 指導者、運営スタッフ、クラブ員の欄が足りない場合は、行を増やすなどして調整する。

※ 代表者と会計担当者は兼務することができない。

※ 指導者の資格欄には、スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の指導者資格を有している場合は○を記入する。

※ 運営スタッフとは、活動の準備や片付け、活動中の見守りなど、クラブ員をサポートする役割である。

※ 名簿に必要な情報を得る際は、個人情報の取扱いについて十分注意する。

※ クラブ員の入退会が生じた際は、その都度本紙を提出し、報告する。

中学校施設使用希望届

活動場所として希望する中学校施設

希望 順位	中学校名	曜日	時間	学校施設 ※学校施設を利用する団体のみ記載
1		土 ・ 日	AM ・ PM	体育館 ・ 運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート ・ 音楽室 その他（ ）
2		土 ・ 日	AM ・ PM	体育館 ・ 運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート ・ 音楽室 その他（ ）
3		土 ・ 日	AM ・ PM	体育館 ・ 運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート ・ 音楽室 その他（ ）
4		土 ・ 日	AM ・ PM	体育館 ・ 運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート ・ 音楽室 その他（ ）
5		土 ・ 日	AM ・ PM	体育館 ・ 運動場 武道場（柔剣道場） テニスコート ・ 音楽室 その他（ ）

※ 本届出書は中学校施設の利用を確約するものではない。

※ 中学校施設の利用に関しては、中学校及び他クラブとの調整により決定するものとする。

※ クラブ員が所属する中学校施設から選択・記入することとする。

年 月 日

様

浜松市長



活動場所決定通知書

活動場所について、はまクル施設利用要項の規定に基づき決定しましたので通知します。

記

〇〇〇中学校 体育館

令和8年度は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までの使用を認める。

令和 年 月 日

申請者 様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ認定（更新）結果通知書

（認定の場合）

年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しましたので通知します。

（不認定の場合）

年 月 日付 で申請のあった下記団体について、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、はまクル認定クラブとして認定しないこととしましたので通知します。

記

団体 ○○○○○○クラブ

認定期間

始 年 月 日～ 終 年 月 日

（不認定の場合）

不認定の理由

※記入上の注意：どの要件を充足しないのか明示するとともに、判断の基礎となった事実を記入すること。

【事務局】〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

浜松市教育委員会学校教育部学校・地域連携課

TEL 053-457-2405

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ申請事項変更届

認定を受けた内容に変更が生じたため、浜松市地域クラブ認定要綱第5条の規定に基づき、必要書類を添えて、次のとおり届出ます。

1 変更項目および内容

変更項目	変更内容
	(変更前)
	(変更後)
	(変更前)
	(変更後)

2 変更の理由

3 変更年月日

【必要書類】

- ・ 規約（変更が生じた場合のみ）
- ・ クラブ員名簿（第2号様式 ※変更が生じた場合のみ）

はまクル認定クラブ活動報告書

クラブの名称（ ）

活 動 の 詳 細							
	活動日数		活動内容		活動日数		活動内容
4 月		日		10 月		日	
5 月		日		11 月		日	
6 月		日		12 月		日	
7 月		日		1 月		日	
8 月		日		2 月		日	
9 月		日		3 月		日	

年 月 日

様

浜松市教育委員会

はまクル認定クラブ取消通知書

浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、貴クラブの認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

認定を取り消す クラブ名	
認定を取り消す 年月日	
認定を取り消す理由	

【事務局】〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

浜松市教育委員会学校教育部学校・地域連携課

TEL 053-457-2405

年 月 日

(あて先) 浜松市教育委員会

団体名称：

代表者氏名：

はまクル認定クラブ取消願書

はまクル認定クラブの取り消しについて、浜松市地域クラブ認定要綱の規定に基づき、次のとおり申請します。

クラブ名	
認定取消年月日	
理由	

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)

令和7(2025)年10月

発行:浜松市

編集:浜松市教育委員会学校・地域連携課

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目2-1

イーステージ浜松オフィス棟6階

TEL:053-457-2405